申込に関するQ&A

● 受験申込書について *******

	質問	回 答
1	県外の派遣会社に登録し、長野県内 の施設に派遣され勤務しています。 受験地はどこになりますか。	受験資格に該当する業務を行っている県が受験地になりますので、この 場合の受験地は長野県になります。ただし、実務経験証明書は派遣元の 会社の代表者が作成することになります。
2	申込後転居予定です。申込書の住所 はどうしたらよいでしょうか。	申込書には申込時点での住所を記入し、受験票(様式1の2)の表には 転居後の住所を記入してください。申込書に付箋を貼り「○月○日転居 予定」と書いておいてください。なお、転居後に「申込書記載事項変更 届」(P41・様式8)と新住所の住民票を提出してください。

	質問	回答
1	以前に長野県で受験したことがあり ますが、実務経験証明書は省略でき ますか。	平成30年度以降に長野県で受験票の交付を受けた方のみ省略可能です。 (無効者は除く) 平成29年度以前に受験した方は、実務経験証明書を提出してください。
2	令和2年に受験しましたが、受験票 も不合格通知も紛失してしまいまし た。実務経験証明書の省略は出来ま せんか。	「実務経験証明書受理済申出書」(P35様式4)の受験票貼り付け欄に直近の受験年度と受験番号を記入し提出してください。受験番号が不明な場合は(不明)と記入してください。
3	勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書を証明してもらえません。	引継ぎ先で証明できるか相談してみてください。証明できない場合は実務経験期間が客観的に証明できる書類を提出してください。 【例】 <年金記録>・年金手帳の写し ・年金記録照会回答書 <雇用保険>・雇用保険受給資格証 ・資格取得届出確認照会回答書 ・雇用契約書 <その他> ・給与明細 ・今年度以外の実務経験証明書の写し 等
4	個人で開業しています。実務経験証明書の他に必要な書類はありますか。	証明者と申込者が同一の場合は、本人が発行する実務経験証明書と併せて以下の書類を提出してください。 <保健所等が発行> <保健所長が証明> ・開業許可書 ・開設確認願(P43様式9の1) ・開業届出書 ・出張のみによる施術業務開設確認願 ・業務委託契約書 (P45様式9の2) 等 ※受験者の氏名、施設の名称と開設地、開業日を確認します。
5	以前勤務していた事業所に実務経験 証明書を郵送して証明してもらうの ですが、氏名は自分で記入してよい でしょうか。	申込者が自署した場合は無効となりますので、すべてを証明者に記入してもらうよう依頼してください。 その際「実務経験証明書の記入方法」(P26 ~ 27)をコピーし、資格取得・登録年月日を記入して同封してください。実務経験期間の開始日は資格登録日以降になります。
6	実務経験証明書の訂正印は証明書作 成者の印でよいでしょうか。	訂正する箇所に ==== を引き、 <u>代表者印</u> を押してください。 代表者印の訂正印が無い場合、再提出が必要となります。

◆ いずれの受験資格においても、要援護者に対する<u>直接的な対人援助が、当該者の本来業務として</u>明確に位置づけられていることが必要です。必ず別紙 A・B(P9 ~ 11)にてご確認ください。

	質問	回答
1	受験申込にあたり、これまでの実務 経験すべてを申告する必要がありま すか。	受験資格を満たす範囲(通算5年、900日以上)の実務経験を証明していただければ結構です。 ※実務経験が10年あっても、証明日から5年遡った期間・日数でよい。
2	6月30日現在、実務経験期間が1カ 月足りないため、実務経験証明書を 見込で提出した場合、その後はど うしたらよいですか。	証明日の時点で、受験資格(通算5年、900日以上)を満たしていない場合は 見込 になります。 見込期間は試験日の前日R5年10月7日(土)まで算入できます。 その場合 見込 にして申込み、1カ月後条件を満たした時点で再度提出する必要があります。(見込に をしない) なお、R5年10月18日(水)<消印有効>までに再提出が無い場合、審査・試験は無効になります。
3	複数の事業所で介護福祉士として勤務していますが、従事期間・日数の取り扱いはどうなりますか。	同一の期間に複数の事業所で勤務している場合は、 重複している 期間⇒合計できない。日数⇒合計できる。 1日に2カ所で勤務している場合は、1日としてしか算入できません。 場合によって「従事日数内訳書」が必要になります。
4	社会福祉士・介護福祉士として、 サービス付き高齢者向け住宅・住宅 型有料老人ホームで勤務していました。実務経験として該当しますか。	 ・サービス付き高齢者向け住宅 →「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている事業所での業務は 該当します。 ・住宅型有料老人ホーム→該当しません。
5	介護福祉士として、 <u>老人デイサービスで生活相談員</u> として勤務しています。現場では身体介護も行っていますが、実務経験として該当しますか。	日常的に、身体介護の業務を兼務している場合、客観的資料(業務報告書等)によりこれを証明できれば、実務経験として該当します。 (この場合、職種名は生活相談員 兼 介護職員、実務経験コードはA20介護福祉士) 相談業務にのみ従事している場合は介護福祉士の資格に基づく業務とはいえない為、該当しません。 (社会福祉士及び介護福祉士法の第二条第2項参照) 無資格の場合、通所介護(P11別紙B該当無)での生活相談員は該当しません。
6	社会福祉士として、行政の福祉関係 部署で事務職員をしています。実務 経験として該当しますか。	事務職員は該当しません。 例えば、地域包括支援センターに社会福祉士として配置されていれば、職員の配置基準として社会福祉士が明記されているので該当します。 事務職員で相談援助業務を兼務している場合は、実務経験証明書だけで は内容を確認できない場合もありますので、資格に基づく業務を客観的 に確認できる書類の追加を求める場合があります。 (例:業務報告書・相談記録・職員配置図・事業概要・業務分掌) (社会福祉士及び介護福祉士法の第二条参照)

【その他 実務経験非該当の例】

〈A02 薬剤師〉製薬会社での研究業務、営業業務・薬局での薬の販売のみ

〈AO4 保健師〉市役所で介護保険の認定調査員 〈AO6 看護師〉看護学校での教職員

〈A18 栄養士〉献立作成と調理のみ

〈A19 社会福祉士〉介護業務のみ(介護職員)

〈A20 介護福祉士〉・訪問介護士の生活援助(買い物・洗濯・掃除等)のみ・事業所の管理者で、従業員の管理のみ ・病院の看護助手としてベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務 3カ所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、実務経験期間が1カ月未満を切り捨ててあるので4年11カ月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。

実務経験期間で1カ月未満切り捨てになった日数は、合計して30日あれば1カ月とみなします。よって、3カ所の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます。

※端数を切り捨てて足りなそうな場合は、証明者に実務経験期間の(備考)欄に、切り捨てた日数を記入してもらうよう依頼してください。(P23⑮参照)

	質問	回答
1	7月1日に退職します。在職証明書 は必要ですか。	申込時点(5月25日~6月30日)で在職している場合は、在職証明書を 提出してください。
2	育児休業中ですが、在職証明書か住 民票どちらが必要ですか。	勤務先に籍があるので、在職証明書を提出してください。
3	在職証明書の省略はどのようなとき に可能ですか。	実務経験証明書の <u>実務経験期間の「終了日」がR5年5月25日以降</u> の場合は省略できます。(P5②参照)この場合、住民票も不要です。

	質問	回 答
1	婚姻により姓が変更になりましたが、 登録証の変更をしていません。	申込書と資格登録証及び提出書類(実務経験証明書等)の姓が異なっている場合は、 <u>旧姓の登録証の写し</u> と、その経過が分かる <u>戸籍抄本の原本</u> (交付後3カ月以内)を添付してください。
2	登録証を紛失し、現在再発行手続き中で申込期日までに間に合いません。	「再発行申請書」の写し等、再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。なお、試験は見込受験となりますので、登録証が届き次第写しを提出してください。R5年10月18日(水)<消印有効>までに提出が無い場合、審査・試験は無効になります。
3	看護師の資格証の裏に資格取得日の 記載があります。コピーが必要です か。	裏面に記載がある場合は、両面を片面2枚にコピーし添付してください。
4	看護師の資格証はB4ですが、等倍で コピーすればよいですか。	他の書類と大きさを揃えるため、A4に縮小(81%)コピーしてください。

6 その他 *******

	質問	回 答
1	試験手数料を振込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。 申し込みはまだしていませんが、手 数料は返金してもらえますか。	返金の要件に当てはまる場合 (P31) のみ、返金が可能です。 その際、必ずケアマネ試験本部まで電話連絡してください。 (Tet026-226-2000) 入金日等を確認の上、返金にかかる費用を差し引いた金額を返金します。 ※連絡がない場合、返金できないことがあります。
2	試験日以降に他県へ引っ越す予定があります。合格後の実務研修は引っ越し先の都道府県で受講することは可能でしょうか。	諸事情により長野県での受講が困難な場合は、長野県介護支援課サービス係(Tex026-235-7121)までお問合せください。